

# 加古川市制70周年記念観光冊子等作成業務委託仕様書

## 1 事業目的

加古川市では平成2年(1990年)の市制施行40周年に初めて市内の名所を「わがまち加古川40選」として選定して以来、10年ごとに更新してきた。現在は平成22年(2010年)に選定した「わがまち加古川60選」を1冊のパンフレットで紹介している。

今年市制施行70周年を迎え、新たな見どころやコンテンツなど、選りすぐりの「70選」を観光コンテンツとして広くPRするため、思わず手に取り、加古川市を訪れたくなるような観光パンフレットを作成する。また、デジタルデバイスや現地での観光案内なども充実させ、観光客の満足度を高めることを目的とする。

## 2 履行期間

契約締結日から令和4年1月31日まで

## 3 委託料の上限金額

5,000,000円(消費税及び地方消費税の額を含む)

## 4 業務内容

### (1) 70選観光パンフレットの作成

- ① 企画・構成・編集・製作(イラスト等の作成、デザイン・レイアウト・版下作成・校正)・印刷・納品などの一切の業務。

(校正(色校正含む)は委託者が校了と判断するまで行う。)

- ② 取材及び写真撮影(委託期間を通じて、そのコンセプトの最も良い時節に撮影する。)

### (2) 70選観光案内看板の作成及び設置

- ① 盤面の製作(デザイン、レイアウト、文案作成等。

また、委託者が指定するURLのQRコード等を記載する。校正(色校正含む)は委託者が校了と判断するまで行う。)

- ② 「わがまち加古川60選」看板のすべての盤面の更新。
- ③ 「わがまち加古川60選」看板の修繕・移設等(10ヶ所程度)
- ④ 新たに70選として追加されたものの看板作成と設置
- ⑤ 看板の設置工事等にかかる各官公庁への申請手続き
- ⑥ 交換した盤面の廃棄処分

## 5 仕様及び規格

### (1) 70選観光パンフレット

- ① サイズ 提案(ただし、パンフレットスタンド等に配架されることを考慮したサイズとすること。)
- ② カラー フルカラー

- ③ 紙質 提案
- ④ ページ数 提案
- ⑤ 部数 10,000部

(2) 70選観光案内看板

- ① サイズ・材質 60選看板と同等品もしくはそれ以上のもの  
(盤面 H450mm×W450mm・アクリル)  
(支柱 50mm角 H1500mm程度・スチール)  
\* スチールを使用する場合は、防錆加工を施すこと。
- ② 数量 盤面 70枚以内  
支柱 20本程度

## 6 成果品

- (1) 70選観光パンフレット 10,000部
- (2) データ
  - ① 版下(Adobe Illustratorで制作しアウトライン化したもので再編集可能なもの。)
  - ② PDF(全ページ分の一括データと個別データ)
  - ③ 写真(一般的なフォーマットを使用)  
\* いずれもDVD等の電子媒体にまとめて納品する。
  - ④ WEB等の掲載用PDFデータ及び写真やテキスト、イラスト等の全てのデータ
- (3) 70選観光案内看板 70枚以内
- (4) その他、委託事業に関連する参考資料及び委託者が必要と認めた関係書類一式

## 7 留意事項

- (1) 受託者は、業務委託を指揮する業務実施責任者を配置し、委託契約締結後速やかに委託者に業務実施責任者の氏名等を報告すること。
- (2) 受託者は事業の実施にあたり、本業務仕様書を遵守し業務の進捗状況についても随時委託者に報告しなければならない。また、製作を進める際には都度協議しながら業務を進めること。
- (3) 本事業に係る成果物の著作権(撮影した画像、記事など全ての使用权を含む。また、委託者による自由な加工・二次使用ができることを要件とする。)は、成果物が引き渡された時点で委託者に無償で譲渡するものとする。また、受託者は本著作物に関する著作者人格権を行使しないものとする。
- (4) 本件業務に係る必要な一切の経費は当初の契約金額に含むものとする。
- (5) 受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ委託者と協議し認められたものについては、業務の一部を委託することができるものとする。  
受託者は、再委託した業務に関する進捗管理を責任持って行い、都度委託者に報告するものとする。
- (6) 受託者、あるいは受託者から再委託を受けた者は、事業を実施するにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない、

また業務完了後も同様とする。

- (7) 受託者は、本事業完了時に実績報告書を提出すること。
- (8) 本業務を処理するための個人情報の取り扱いについては、加古川市個人情報の保護に関する条例を順守しなければならない。
- (9) 関連法令等を遵守し、その適用及び運用は受託者の責任において行うこと。
- (10) 業務仕様書に記載されていない事項、または業務遂行にあたり疑義が生じた場合には協議の上決定し、業務を進めるものとする。

## 8 事業運営

受託者は、本事業遂行にあたり、企画や取材、校正等を行う場合は、常に委託者と連携し、情報共有を図りながら適切な事業を行うこととし、進捗状況についても随時報告するものとする。

また、上記「4 業務内容」に掲げた項目以外であっても業務全般に関し、有益または効果的な提案を積極的に行うこととする。

## 9 担当部局・問い合わせ先

加古川市産業経済部観光振興課

住 所 加古川市加古川町溝之口 701 番地 加古川駅前立体駐車場ビル 2 階

電 話 0 7 9 - 4 2 4 - 2 1 9 0

E-mail kankou@city.kakogawa.lg.jp